

墜落災害防止に向けた緊急点検

四日市労働基準監督署管内において、令和6年1月から令和6年4月までに、墜落災害により4名の方が亡くなっています。
管内の事業者の皆様には、高所作業場所に係る安全点検と墜落災害防止対策の徹底をお願いいたします。

令和6年1月から令和6年4月までに発生した墜落災害の概要

【事案1】

トラックの荷台上で荷の積み込み作業を行っていたドライバーが、バランスを崩して、地上約3mの荷台から墜落。

【事案2】

工場内にて高さ約3mの脚立を用いて電気配線工事を行っていた作業員が墜落。（休業見込期間6か月）

【事案3】

はしごの上で、ベルトコンベヤーのベルト付替作業をしていた作業員が、地上約4mの高さから墜落。

【事案4】

ボイラーの炉内で清掃作業を行っていた作業員2名が、足場が崩れたことにより約20m下に墜落。

墜落災害防止の基本対策チェックリストは裏面参照



四日市労働基準監督署 安全衛生課

墜落災害防止の基本チェックリスト

共通事項

- ☐ 高さ2 m以上の作業には作業床が設けられているか。
- ☐ 高さ2 m以上の作業床の端、開口部には、囲い、手すり、覆い等が設置されているか。
- ☐ 囲い等を設けることが著しく困難なときは、墜落制止用器具を使用するための親綱等が設置されているか。
- ☐ フルハーネス型安全帯等の高さに応じた墜落制止用器具を使用しているか。
- ☐ 踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が30 cm以上の歩み板を設ける、防網を張る等の措置が講じられているか。
- ☐ 墜落の危険性がある箇所に立入禁止の措置がされているか。
- ☐ 作業手順が周知されているか。
- ☐ 新規入場者教育など必要な安全衛生教育が行われているか。
- ☐ 墜落による労働者の危険を防止するための保護帽を着用させているか。

足場上での作業

- ☐ 足場に、法令に基づき、手すり、中さん等が設置されているか。
- ☐ 足場には、「より安全な措置」に基づき、上さんや幅木などが設置されているか。
- ☐ 床材、手すりなどの点検、補修が適正に行われているか。
- ☐ 作業構台の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定めているか。
- ☐ 最大積載荷重を超えて積載していないか。

はしご・脚立を用いた作業

- ☐ より安全性の高い作業方法（高所作業車、ローリングタワー等）について検討しているか。
- ☐ 移動中、足元の確認を徹底させ、踏み外しを防止しているか。
- ☐ はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか。
- ☐ はしごの上端を上端床から60 cm以上突出させているか。
- ☐ はしごの立て掛け角度を75度程度確保しているか。
- ☐ はしご、脚立から身体を乗り出さないような作業をさせているか。
- ☐ はしご、脚立の昇降時に手に荷物を持たせずに昇降させているか。
- ☐ 脚立の天板に乗って作業をさせていないか。

荷役作業

- ☐ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき、陸運事業者と荷主等が連携して労働災害の防止に努めているか。
- ☐ 雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には耐滑性の靴を使用させているか。
- ☐ 作業を行う前に作業場所や周辺の床・地面の凹凸などの確認、整理整頓を行っているか。
- ☐ トラックの荷台や荷の上での作業及び移動はできるだけ避け、地上での作業や地上を移動させる作業方法を検討しているか。
- ☐ やむを得ず荷台や荷の上で作業をする際は、荷台端部付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしないように教育をしているか。
- ☐ テールゲートリフターを使用して荷役作業を行う者に特別教育を受講させているか。
- ☐ 床面と荷台との昇降について安全に昇降できる設備を設置しているか。

